

情報セキュリティ内部検査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市情報セキュリティ基本方針に関する規程（平成19年川崎市訓令第1号。以下「規程」という。）第7条の規定に基づき、情報セキュリティ基準（以下「基準」という。）第12章7に定める情報セキュリティ内部検査（以下「内部検査」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、規程及び基準に定めるところによる。

(内部検査内容)

第3条 情報統括監理者は、個人情報を取り扱う情報システム（スタンドアローンシステムは除く。）又は基準第12章5の局点検の結果に対して、情報セキュリティ対策マニュアル、情報セキュリティ実施（職員用）マニュアル及びリスクマネジメントマニュアルに基づく情報セキュリティ対策の実施状況を確認するために毎年内部検査を実施する。

(適用基準)

第4条 内部検査は、規程、基準、情報セキュリティ対策マニュアル、情報セキュリティ実施（職員用）マニュアル及びリスクマネジメントマニュアルを適用基準とする。

(内部検査体制)

第5条 情報統括監理者は、内部検査の実施に関する権限及び責任を有する者として、内部検査実施責任者を置く。

2 内部検査実施責任者は、情報監理者をもって充てる。

3 内部検査実施責任者は、内部検査を実施するために、情報セキュリティ管理担当者部会設置要綱に基づく情報セキュリティ管理担当者部会の担当者の

うちから内部検査人を指名する。

- 4 内部検査実施責任者は、内部検査人の総括と内部検査対象部署との連絡及び調整を行う者として、内部検査人のうちから内部検査人リーダーを選任する。

(内部検査実施責任者の権限)

第6条 内部検査実施責任者は、内部検査の実施にあたって情報セキュリティ責任者に対し、資料の提出、事実などの説明、現地での視察、その他内部検査に必要とする事項の開示を求めることができる。

- 2 内部検査実施責任者は、外部委託先など業務上の関係先に対して、事実の確認を行う必要がある場合は、情報セキュリティ責任者に対し、確認の実施を求めることができる。

(情報セキュリティ責任者の責務)

第7条 情報セキュリティ責任者は、内部検査実施責任者から前条の求めがあったときは、内部検査が適正かつ円滑に行われるように内部検査実施責任者に協力しなければならない。

(内部検査計画)

第8条 情報統括監理者は、内部検査の目的を達成するため内部検査の方針を定めた内部検査計画（以下「内部検査計画」という。）を策定する。

- 2 情報統括監理者は、前項で策定した内部検査計画を情報セキュリティ責任者に通知するものとする。

(内部検査実施計画)

第9条 内部検査実施責任者は、内部検査の実施にあたり、前条の内部検査計画に基づき、内部検査の実施内容を定めた内部検査実施計画（以下「実施計画」という。）を策定する。

- 2 内部検査実施責任者は、前項で策定した実施計画を、内部検査対象部署の情報セキュリティ責任者に通知しなければならない。

(内部検査人の責務)

第10条 内部検査人は、内部検査を実施するにあたり、常に公正かつ客観的に内部検査判断を行わなければならない。

2 内部検査人は、内部検査実施責任者から指定された内部検査に関する研修を受講しなければならない。

3 内部検査人は、内部検査業務上知り得た事項について、正当な理由なく漏らしてはならない。

4 内部検査人は、前条第1項の実施計画に基づき内部検査を実施しなければならない。

5 内部検査人は、実施した内部検査結果とその証拠資料などにより内部検査調書を作成し、内部検査人リーダーに提出しなければならない。

6 内部検査人は、前項の内部検査調書の作成にあたり、内部検査調書の記述に事実誤認等がないことを内部検査対象部署と確認しなければならない。

(内部検査報告書)

第11条 内部検査人リーダーは、前条第5項により内部検査人から内部検査調書が提出された場合は、速やかに確認事項、内部検査結果等を記載した内部検査報告書を作成し、内部検査実施責任者に報告する。

(内部検査結果の通知と改善措置)

第12条 内部検査実施責任者は、前条により内部検査報告書を受けた後は、速やかに内部検査結果等を内部検査対象部署の情報セキュリティ責任者に通知する。

2 前項の通知を受けた情報セキュリティ責任者は、内部検査結果等により改善が必要と認めた場合は、改善の内容及び時期等を記載した改善計画を作成し、実施するものとする。

3 情報セキュリティ責任者は、前項の改善計画を作成した場合は、内部検査実施責任者に報告するものとする。

4 内部検査実施責任者は、前条の内部検査報告書及び前項の改善計画の報告を受けた場合、情報統括監理者に報告する。

(改善実施状況の確認)

第13条 情報セキュリティ責任者は、前条第2項の改善計画を実施した場合は、速やかに実施結果を内部検査実施責任者に報告するものとする。

2 内部検査実施責任者は、必要に応じて内部検査対象部署における改善計画の進捗状況について、情報セキュリティ責任者に報告を求めることができる。

3 内部検査実施責任者は、第1項及び前項により確認した改善計画の実施状況について、情報統括監理者に報告する。

4 情報統括監理者は、前項の報告を受けた時、必要に応じて情報セキュリティ責任者に改善の実施に関して指導を行い、又は必要な措置を求めるものとする。

(その他必要な事項)

第14条 この要綱の定めるもののほか、内部検査に関し必要な事項は、情報統括監理者が定める。

附 則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。